

法科大学院学則

同志社大学

(2024年4月1日改正)

目 次

第 1 章	総 則	1
第 2 章	研究科の組織及び修業年限	1
第 3 章	授業科目、履修方法及び教育方法の特例	2
第 4 章	課程修了の認定及び学位の授与	3
第 5 章	法学既修者	3
第 6 章	休学及び留学	4
第 7 章	学費	4
第 8 章	入学定員及び収容定員	4
附 則		4
別表 I	学 費	9
別表 I の 2	履修料	10
別表 I の 3	聴講料	10
別表 I の 4	委託生修学料	11
別表 I の 5	外国人研究生 研究指導料	11
別表 I の 6	大学院研修生 研修料	11
別表 II	司法研究科法務専攻人材養成目的及び授業科目一覧表	12

同志社大学法科大学院学則

2004年 4月1日	制定	2012年 4月1日	改正	2019年 4月1日	改正
2005年 4月1日	改正	2013年 4月1日	〃	2020年 4月1日	〃
2007年 4月1日	〃	2014年 4月1日	〃	2021年 4月1日	〃
2008年 4月1日	〃	2015年 4月1日	〃	2022年 4月1日	〃
2009年 4月1日	〃	2016年 4月1日	〃	2023年 4月1日	〃
2010年 4月1日	〃	2017年 4月1日	〃	2024年 4月1日	〃
2011年 4月1日	〃	2018年 4月1日	〃		

第1章 総 則

(本学則の目的)

第1条 本学則は、同志社大学専門職大学院学則第5条に基づき、司法研究科（以下「本研究科」という。）の組織及び運営について、必要な基準を定めることを目的とする。

2 本研究科の組織及び運営について、本学則で定めのないものについては、同志社大学専門職大学院学則の定めによる。

(研究科の目的)

第2条 本研究科は、法曹としての深い学識及び卓越した能力を専ら養うことを目的とする。

第2章 研究科の組織及び修業年限

(課程)

第3条 本研究科に専門職学位課程として法務専攻を置く。

(修業年限)

第4条 本研究科の標準修業年限は、3年とする。

2 前項の規定にかかわらず、同志社大学専門職大学院学則第25条の規定により転入学を許可された転入学生の修業年限は、研究科教授会の審議を経て決定する。

(在学年限)

第5条 本研究科に5年を超えて在学することを認めない。

2 前項の規定にかかわらず、同志社大学専門職大学院学則第25条の規定により転入学を許可された転入学生の在学年限は、研究科教授会の審議を経て決定する。

第3章 授業科目、履修方法及び教育方法の特例

(授業科目、履修方法等)

第6条 本研究科の教育課程は、学校教育法施行規則第165条の2第1項第1号及び第2号により定める方針に基づき編成し、授業科目、履修方法等は、別表Ⅱにおいてこれを定める。

2 定められた修得単位又は成績の基準を満たさないため進級することができない者については、別に定めるところにより、既に履修した科目の単位及び成績を無効とする。この場合には、無効とされた科目を再度登録履修しなければならない。

(他の大学院等における授業科目の履修)

第7条 本研究科学生は、別に定める他の法科大学院又は他研究科において、授業科目を履修することができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について単位を修得した者には、本研究科が教育上有益と認めるときは、30単位を超えない範囲で課程修了の所定単位としてこれを認定する。

(外国の大学院における授業科目の履修)

第8条 第15条により留学した大学の大学院において単位を修得した者、外国の大学の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し単位を修得した者、外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修し単位を修得した者及び専門職大学院設置基準第13条第2項に定める「国際連合大学」の教育課程における授業科目を履修し単位を修得した者には、本研究科が教育上有益と認めるときは、30単位を超えない範囲で課程修了の所定単位としてこれを認定する。

(入学前の既修単位の認定)

第9条 本研究科学生が入学前に大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本研究科が教育上有益と認めるときは、転入学の場合を除き、30単位を超えない範囲で本研究科において修得したものとして認定する。

(他の大学院等における履修単位及び入学前の既修単位の認定の上限)

第10条 本研究科の課程修了の要件として修得すべき単位数のうち、第7条から第9条に規定する単位の認定は、転入学の場合を除き、合計で33単位を超えないものとする。

第4章 課程修了の認定及び学位の授与

(課程修了の認定)

第11条 本研究科の修了要件は、本研究科に第4条に定めた年限以上在学し、授業科目について96単位以上修得することとする。

(学位の授与)

第12条 本研究科において、課程修了の認定を得た者には、法務博士(専門職)の学位を授与する。
2 前項に規定する学位には、「法務博士(専門職)(同志社大学)」のように明記することを必要とする。

第5章 法学既修者

(法学既修者)

第13条 本研究科が必要とする法学の基礎的な学識を有すると認める者(以下「法学既修者」という。)に関しては、第11条に規定する在学期間については1年在学したものとみなし、同条に規定する単位については、第6条の別表Ⅱに定める30単位を超えない範囲で本研究科が認定した科目の単位を修得したものとみなす。
2 第11条に規定する研究科の課程修了の要件として修得すべき単位数のうち、第7条から第9条に規定する単位の認定について、法学既修者は、前項の単位と合わせて33単位を超えないものとする。
3 前2項の規定にかかわらず、認定連携法曹基礎課程を修了して本研究科に入学する法学既修者及びそれと同等の学識を有すると本研究科が認める者は、第11条に規定する単位については、第6条の別表Ⅱに定める49単位を超えない範囲で本研究科が認定した科目の単位を修得したものとみなす。
4 第11条に規定する研究科の課程修了の要件として修得すべき単位数のうち、第7条から第9条に規定する単位の認定について、認定連携法曹基礎課程を修了して本研究科に入学する法学既修者及びそれと同等の学識を有すると本研究科が認める者は、前項の単位と合わせて49単位を超えないものとする。

第6章 休学及び留学

(休学)

- 第14条** 学生が疾病その他やむを得ない事由により休学しようとするときは、春学期又は秋学期授業開始日までに研究科長に願い出て、学長の許可を得なければならない。
- 2 休学期間は、1年又は半年とする。
 - 3 休学の期間は、通算して3年を超えることができない。
 - 4 休学期間は、第4条に定める修業年限及び第5条に定める在学年限には算入しない。

(留学)

- 第15条** 本研究科学生は、在学中、研究科教授会が本人の教育上有益と認め、学長が承認した場合に限り、本学の認定する外国の大学の大学院に留学することができる。
- 2 留学の期間は、第4条に定める修業年限及び第5条に定める在学年限に算入できる。
 - 3 留学の取扱いについては、別にこれを定める。

第7章 学 費

(学費)

- 第16条** 学費は、入学金、授業料（履修料、聴講料、委託生修学料、研修料及び研究指導料を含む。）、教育充実費、特別在籍料及び休学在籍料とし、その額は、別表Iから別表Iの6にこれを定める。

第8章 入学定員及び収容定員

(入学定員及び収容定員)

- 第17条** 本研究科法務専攻の入学定員は70名、収容定員は210名とする。

附 則

この学則は、2004年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2005年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、2007年4月1日から施行する。
- 2 第6条の別表Ⅱの司法研究科法務専攻授業科目一覧表は、2007年度第1年次入学生から適用し、2006年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の授業科目一覧表による。

附 則

- 1 この学則は、2008年4月1日から施行する。
- 2 第6条の別表Ⅱの司法研究科法務専攻授業科目一覧表は、2008年度第1年次入学生から適用し、2007年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の授業科目一覧表による。
- 3 第11条に規定する課程の修了要件として修得すべき単位数は、2008年度以降の入学生に加え、2007年度及び2006年度入学生（2006年度に入学した法学既修者を除く。）に適用し、2006年度に入学した法学既修者及び2005年度以前の入学生については、従前の規程による。

附 則

- 1 この学則は、2009年4月1日から施行する。
- 2 第6条の別表Ⅱの司法研究科法務専攻授業科目一覧表は、2009年度第1年次入学生から適用し、2008年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の授業科目一覧表による。
- 3 第16条の別表Ⅰに定める学費のうち、入学金、授業料及び教育充実費については、2009年度入学生に適用する。2008年度以前の入学生については、従前の学費による。

附 則

- 1 この学則は、2010年4月1日から施行する。
- 2 第6条の別表Ⅱの司法研究科法務専攻授業科目一覧表は、2010年度第1年次入学生から適用するが、2009年度及び2008年度入学生（2008年度に入学した法学既修者を除く。）については、改正前の別表Ⅱ中の必修科目のC群基幹科目の項中の「公法総合演習 2」、「刑事法総合演習 2」、「民法総合演習Ⅰ 2」、「民法総合演習Ⅱ 2」、「民法総合演習Ⅲ 2」を削除し、選択科目のC群基幹科目の項中に「C群1類 総合演習」の項を挿入し、「公法総合演習 2」、「刑事法総合演習 2」、「民法総合演習Ⅰ 2」、「民法総合演習Ⅱ 2」、「民法総合演習Ⅲ 2」、「民法総合演習Ⅳ 2」、「民法総合演習Ⅴ 2」を挿入し、選択科目のC群基幹科目のその余の科目を「C群2類」とし、「上記C群1類科目から6単位以上を選択履修すること。」を挿入する。また、選択科目のH群実務関連科目の項中に「H群1類」「H群2類」の項を挿入し、「模擬裁判 2」、「クリニック 2」、「エクスターンシップ 2」、「法律文書作成 2」をH群1類とし、H群2類に「法律実務演習（公法）2」、「法律実務演習（刑事法） 2」「法律実務演習（民事法） 2」を挿入し、「上記H群科目から2

単位以上を選択履修すること。」を「上記H群1類科目から2単位以上を選択履修すること。」に変更する。選択科目のB群1類に「法情報調査・文書作成入門 2」を、C群2類に「会社法特講 2」を、D群1類に「著作権法Ⅱ 2」,「倒産法Ⅱ 2」を、E群1類に「金融担保法 2」,「債権法改正案特講 2」,「契約法改正案特講 2」,「労災補償法 2」を、F群1類に「アジア法Ⅰ 2」,「アジア法Ⅱ 2」,「外国法特別セミナー 3」を挿入する。さらに、履修方法の第1項中の「必修科目 68 単位, 選択科目 28 単位以上」を「必修科目 58 単位, 選択科目 38 単位以上」に変更し、第2項中の「必修科目 38 単位 (A群科目を除く。), 選択科目 28 単位以上」を「必修科目 28 単位 (A群科目を除く。), 選択科目 38 単位以上」に変更する。

2008年度に入学した法学既修者及び2007年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の授業科目一覧表による。

- 3 第16条の別表Ⅰに定める学費のうち、入学金、授業料及び教育充実費については、2010年度入学生に適用する。2009年度以前の入学生については、従前の学費による。

附 則

- 1 この学則は、2011年4月1日から施行する。
- 2 第6条の別表Ⅱの司法研究科法務専攻人材養成目的及び授業科目一覧表は、2011年度第1年次入学生から適用し、2010年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材養成目的及び授業科目一覧表による。

附 則

- 1 この学則は、2012年4月1日から施行する。
- 2 第6条の別表Ⅱの司法研究科法務専攻人材養成目的及び授業科目一覧表は、2012年度第1年次入学生から適用し、2011年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材養成目的及び授業科目一覧表による。
- 3 第16条の別表Ⅰに定める学費のうち、入学金、授業料及び教育充実費については、入学年度にかかわらず、2012年度の学費から適用する。ただし、2011年度以前の入学生については、従前の学費の額を超えるときは、その額にとどめる。

附 則

この学則は、2013年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、2014年4月1日から施行する。
- 2 第6条の別表Ⅱの司法研究科法務専攻人材養成目的及び授業科目一覧表は、2014年度第1年次入学生から適用し、2013年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材養成目的

及び授業科目一覧表による。

附 則

- 1 この学則は、2015年4月1日から施行する。
- 2 第6条の別表Ⅱの司法研究科法務専攻人材養成目的及び授業科目一覧表は、2015年度第1年次入学生から適用し、2014年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材養成目的及び授業科目一覧表による。

附 則

- 1 この学則は、2016年4月1日から施行する。
- 2 第6条の別表Ⅱの司法研究科法務専攻人材養成目的及び授業科目一覧表は、2016年度第1年次入学生から適用し、2015年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材養成目的及び授業科目一覧表による。

附 則

- 1 この学則は、2017年4月1日から施行する。
- 2 第6条の別表Ⅱの司法研究科法務専攻人材養成目的及び授業科目一覧表は、2017年度第1年次入学生に加え、2016年度入学生及び2015年度入学生（2015年度に入学した法学既修者を除く。）にも適用し、2015年度に入学した法学既修者及び2014年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材養成目的及び授業科目一覧表による。ただし、2015年度入学生（法学既修者を除く。）については、「行政法基礎演習」、「商法基礎演習」、「知的財産法Ⅰ」、「知的財産法Ⅱ」、「著作権法Ⅰ」、「著作権法Ⅱ」は従前の扱いによる。
- 3 2015年度入学生（法学既修者を除く。）については、第10条にいう「39単位」は「41単位」に、第11条にいう「102単位」は「104単位」に、第6条の別表Ⅱの司法研究科法務専攻人材養成目的及び授業科目一覧表の履修方法1にいう「68単位」は「70単位」、「102単位」は「104単位」に、それぞれ読み替える。
- 4 第16条の別表Ⅰに定める学費のうち、入学金、授業料及び教育充実費については、2017年度入学生に適用する。2016年度以前の入学生については、従前の学費による。

附 則

- 1 この学則は、2018年4月1日から施行する。
- 2 第6条の別表Ⅱの司法研究科法務専攻人材養成目的及び授業科目一覧表は、2018年度第1年次入学生から適用し、2017年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材養成目的

及び授業科目一覧表による。

附 則

- 1 この学則は、2019年4月1日から施行する。
- 2 第6条の別表Ⅱの司法研究科法務専攻人材養成目的及び授業科目一覧表は、2019年度第1年次入学生から適用し、2018年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材養成目的及び授業科目一覧表による。
- 3 第16条の別表Ⅰに定める学費のうち、再入学生の入学金に関する規定のただし書きについては、2020年4月1日以降に再入学する学生に適用する。
- 4 第16条の別表Ⅰに定める学費のうち、特別在籍料については、2019年4月1日以降に派遣を決定する学生に適用する。

附 則

- 1 この学則は、2020年4月1日から施行する。
- 2 第6条の別表Ⅱの司法研究科法務専攻人材養成目的及び授業科目一覧表は、2020年度第1年次入学生から適用し、2019年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材養成目的及び授業科目一覧表による。

附 則

- 1 この学則は、2021年4月1日から施行する。
- 2 第6条の別表Ⅱの司法研究科法務専攻人材養成目的及び授業科目一覧表は、2021年度第1年次入学生から適用し、2020年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材養成目的及び授業科目一覧表による。

附 則

- 1 この学則は、2022年4月1日から施行する。
- 2 第6条の別表Ⅱの司法研究科法務専攻人材養成目的及び授業科目一覧表は、2022年度第1年次入学生から適用し、2021年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材養成目的及び授業科目一覧表による。

附 則

- 1 この学則は、2023年4月1日から施行する。

2 第6条の別表Ⅱの司法研究科法務専攻人材養成目的及び授業科目一覧表は、2023年度第1年次入学生から適用し、2022年度以前の入学生については、別に定めるもののほか、従前の人材養成目的及び授業科目一覧表による。

3 第16条の別表Ⅰに定める学費のうち、入学金、授業料及び教育充実費については、2023年度入学生に適用する。2022年度以前の入学生については、従前の学費による。

附 則

1 この学則は、2024年4月1日から施行する。

2 第16条の別表Ⅰに定める学費のうち、入学金、授業料及び教育充実費については、2024年度入学生に適用する。2023年度以前の入学生については、従前の学費による。

別表Ⅰ 学 費

入学金、授業料及び教育充実費

入学金	単位授業料 (1単位につき)	教育充実費
200,000円	37,000円	157,000円

(1) 授業料は、単位授業料のみとする。

(2) 単位授業料については、各学期における登録単位数に応じて徴収する。教育充実費については、各々2分の1を春学期学費及び秋学期学費とする。

(3) 学内進学者の入学金については、2分の1とする。

(4) 所定の修業年限を超えて在籍した場合の学費は、登録単位数に応じた単位授業料及び教育充実費とする。

(5) 再入学生の入学金は、100,000円とし、学費は、登録単位数に応じた単位授業料及び教育充実費とする。ただし、学費未納により学年末をもって除籍された者が翌年度4月30日までに再入学手続をする場合及び春学期末をもって除籍された者が次の秋学期10月31日までに再入学手続をする場合の入学金は、50,000円とする。

(6) 転入学生の入学金は、200,000円とし、単位授業料及び教育充実費は、転入学を許可された年次に在籍する学生と同額とする。ただし、本学卒業生及び本学大学院修了生に限り、入学金は2分の1とする。

特別在籍料

ダブルディグリープログラムによる留学期間	特別在籍料
1 年	300,000 円
1 学期	150,000 円

休学在籍料

休学期間	休学在籍料
1 年	120,000 円
半 年	60,000 円

- ・母国における兵役義務による休学が認められた者は、休学在籍料の納入を要しない。

別表 I の 2 履修料

履 修 登 録 料	50,000 円
履 修 料 (1 単位につき)	42,000 円

- (1) 本学出身者及び前年度から継続の履修生の履修登録料は、2 分の 1 とする。
- (2) 学期をまたがって履修する場合、履修登録料は、重複して徴収しない。
- (3) 複数の研究科に併願する場合、履修登録料は、重複して徴収しない。

別表 I の 3 聴講料

聴 講 登 録 料	50,000 円
聴 講 料 (1 単位につき)	28,000 円

- (1) 本学出身者及び前年度から継続の聴講生の聴講登録料は、2 分の 1 とする。
- (2) 学期をまたがって聴講する場合、聴講登録料は、重複して徴収しない。
- (3) 複数の研究科に併願する場合、聴講登録料は、重複して徴収しない。

別表 I の 4 委託生修学料

委託生修学料については、登録単位数に応じた単位授業料の合計額相当額とする。

別表 I の 5 外国人研究生 研究指導料 (月額)

研究指導料	26,000 円
-------	----------

別表 I の 6 大学院研修生 研修料

研修料	
1 年	半年
307,500 円	153,750 円

別表Ⅱ 司法研究科法務専攻人材養成目的及び授業

科目一覧表

人材養成目的

司法研究科法務専攻は、法学について、双方向型又は多方向型の少人数授業を中心とした教育をとおして、豊かな人間性と感受性及び人権感覚を兼ね備え良心にもとづいて法を運用する能力、並びに専門分野の高度な知見及び国際的な視野と判断力を身に付けて、法律実務等において活躍する人材を養成することを目的とする。

科 目	履修単位
○必修科目	
A群 基礎科目	
憲法講義 I	2
憲法講義 II	2
行政法講義(総論)	2
刑法講義 I(総論)	2
刑法講義 II(各論)	2
民法講義 I(総則)	2
民法講義 II(物権法)	2
民法講義 III(契約法 I)	2
民法講義 IV(契約法 II)	2
民法講義 V(不法行為法)	2
民法講義 VI(家族法)	2
商法講義 I	2
商法講義 II	2
刑事訴訟法講義	2
民事訴訟法講義	2
B群 法曹基本科目	
刑事訴訟実務の基礎	2
民事訴訟実務の基礎	2
法曹倫理	2

C群 基幹科目

憲法演習 I	2
憲法演習 II	1
行政法演習 I	2
行政法演習 II	1
刑法演習 I	2
刑法演習 II	2
刑事訴訟法演習 I	2
刑事訴訟法演習 II	2
民法演習 I	2
民法演習 II	2
民法演習 III	2
商法演習 I	2
商法演習 II	1
民事訴訟法演習 I	2
民事訴訟法演習 II	2
○選択科目	
A群 基礎科目	
A群1類	
法学基礎講義	2
A群2類	
憲法基礎演習 I	1
憲法基礎演習 II	1
行政法基礎演習	1
刑法基礎演習 I	1
刑法基礎演習 II	1
民法基礎演習 I	1
民法基礎演習 II	1
商法基礎演習	1
刑事訴訟法基礎演習	1
民事訴訟法基礎演習	1
B群 法曹基本科目	

B群1類		知的財産法 IV	2
法情報調査・文書作成入門	2	経済法 I	2
B群2類 応用ゼミ		経済法 II	2
応用ゼミ(法曹基本)	2	経済法 III	2
C群 基幹科目		経済法総合演習	2
C群1類 総合演習		環境法 I	2
憲法総合演習 I	1	環境法 II	2
憲法総合演習 II	1	環境法総合演習	2
行政法総合演習 I	1	租税法 I	2
行政法総合演習 II	1	租税法 II	2
刑法総合演習	1	租税法総合演習	2
刑事訴訟法総合演習	1	倒産法 I	2
民法総合演習 I	2	倒産法 II	2
民法総合演習 II	2	倒産法総合演習	2
商法総合演習	1	国際法 I	2
民事訴訟法総合演習	2	国際法 II	2
C群2類		国際法総合演習	2
刑法特講 I	2	国際私法 I	2
刑法特講 II	2	国際私法 II	2
家族法	2	国際民事訴訟法	2
商行為法・手形法	2	国際動産取引法	2
会社法特講 I	2	上記D群1類科目から4単位以上を選択履修すること。	
会社法特講 II	2	D群2類 応用ゼミ	
民事訴訟法特講	2	応用ゼミ(展開・先端 I)	2
D群 展開・先端科目 I		E群 展開・先端科目 II	
D群1類		E群1類	
労働法 I	2	地方自治法	2
労働法 II	2	情報法	2
労働法総合演習	2	刑事政策	2
知的財産法 I	2	クリミナル・ジャスティス・システム	2
知的財産法 II	2	金融担保法	2
知的財産法 III	2	信託法	2

ADR法	2	外国法特別セミナー	3
救済手続法	2	F群2類 応用ゼミ	
保険法	2	応用ゼミ(外国法)	1
コーポレート・ガバナンス	2	応用ゼミ(外国法)	2
コーポレート・ファイナンス	2	上記F群科目から2単位以上を選択履修すること。	
企業結合法(M&A)	2	G群 基礎法・隣接科目	
労災補償法	2	G群1類	
国際環境法	2	法理学	2
国際租税法	2	比較法文化論 I	2
国際人権法	2	比較法文化論 II	2
国際経済法	2	法社会学	2
競争法の国際比較	2	現代人権論	2
国際民事紛争処理の実務	2	G群2類 応用ゼミ	
ビジネス法務調査とプレゼンテーション	1	応用ゼミ(基礎法・隣接)	2
ブロックチェーン・暗号資産法	2	上記G群科目から2単位以上を選択履修すること。	
E群2類 応用ゼミ		上記F群及びG群科目から6単位以上を選択履修すること。	
応用ゼミ(展開・先端 II)	1		
応用ゼミ(展開・先端 II)	2	H群 実務関連科目	
上記D群及びE群科目から12単位以上を選択履修すること。		H群1類	
F群 外国法科目		刑事模擬裁判	2
F群1類		民事模擬裁判	2
アメリカン・リーガルシステム	2	クリニック	2
アメリカ契約法・英文契約実務	2	エクスターンシップ I	2
アメリカビジネス法	2	エクスターンシップ II	2
EU法	2	公法実務の基礎	2
アジア法 I	2	上記H群1類科目から4単位以上を選択履修すること。	
アジア法 II	2	H群2類	
外国法実地研修	2	法律文書作成	2
海外インターンシップ	2	法律実務演習(民事法)	2
外国法特別セミナー	1	履修方法	
外国法特別セミナー	2	1 必修科目 63 単位, 選択科目 33 単位以上, 合計 96 単位以上を履修すること。ただし, 選択科目について	

は、前記のD群1類、D群及びE群の合計、F群、G群、F群及びG群の合計、H群1類の最低必要単位数以上履修し、かつA群1類、B群、D群、E群、F群、G群、H群の中から合計28単位以上を履修すること。

- 2 本則第13条第1項に定める法学既修者は、必修科目A群基礎科目のうち30単位を超えない範囲で本研究科が認定した科目の単位を修得したものとみなす。

したがって、修得したものとみなされた必修科目A群基礎科目の単位が30単位の者は、必修科目33単位、選択科目33単位以上、合計66単位以上を履修すること。ただし、選択科目については、前記のD群1類、D群及びE群の合計、F群、G群、F群及びG群の合計、H群1類の最低必要単位数以上履修し、かつB群、D群、E群、F群、G群、H群の中から合計28単位以上を履修すること。修得したものとみなされた必修科目A群基礎科目の単位が30単位未満の者は、これらに加えて、修得したものとみなされなかった必修科目A群基礎科目の単位も履修すること。

- 3 本則第13条第3項に定める法学既修者は、必修科目A群基礎科目のうち30単位を超えない範囲で本研究科が認定した科目の単位及びB群、G群の科目のうち19単位を超えない範囲で本研究科が認定した科目の単位を修得したものとみなす。

したがって、修得したものとみなされた必修科目A群基礎科目の単位が30単位の者は、必修科目33単位、選択科目33単位以上、合計66単位以上を履修すること。ただし、選択科目については、前記のD群1類、D群及びE群の合計、F群、G群、F群及びG群の合計、H群1類の最低必要単位数以上履修し、かつB群、D群、E群、F群、G群、H群の中から修得したものとみなされた科目の単位を含め合計28単位以上を履修すること。

- 4 入学時に十分な実務経験を有する者については、本

研究科がそれまでの実務経験等を評価した上で適当と認められた場合は、4単位を上限として、当該実務経験に相当するD群、E群の科目に代わり、A群2類、C群1類、C群2類の科目を履修することができる。

- 5 各年次における進級の要件は、別に定める修得単位及び成績の基準を満たしていることとする。